

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年2月14日
【会社名】	セイコーホールディングス株式会社
【英訳名】	SEIKO HOLDINGS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 吉伸
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座4丁目5番11号
【電話番号】	03(3563)2111
【事務連絡者氏名】	経理部長 坂本 和彦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座1丁目26番1号 セイコーホールディングス株式会社
【電話番号】	03(3563)2111
【事務連絡者氏名】	経理部長 坂本 和彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社連結グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年1月5日

(2) 当該事象の内容

当社子会社であるセイコーインスツル株式会社（以下、S I I）は、株式会社日本政策投資銀行（以下、D B J）との間で、S I Iの半導体事業を両社の共同出資による半導体事業会社のエスアイアイ・セミコンダクタ株式会社（以下、S S J）へ移管すること、並びに、その後2年経過時点以降にS I Iが保有するS S J株式の一部をさらにD B Jに譲渡するオプション等を含む契約（以下、当該契約）を平成27年9月8日付で締結いたしました。

当該契約に基づき上記オプションが行使されたことから、S I IはD B Jとの間で株式譲渡契約を平成29年12月1日付で締結し、平成30年1月5日にS S J株式の一部をD B Jに譲渡いたしました。

上記事業移管時に発生した移転利益を共通支配下の取引として連結財務諸表上消去しておりましたが、当該株式譲渡に伴いS S Jが当社の連結範囲から除外され、当該移転利益のうち株式譲渡後の所有株式数に対応する部分を除いた金額が実現いたしました。

これに伴い、平成30年3月期第4四半期連結会計期間において、特別利益を計上する予定であります。

(3) 当該事象の連結損益に与える影響額

当該事象による未実現利益の実現額は95億円（概算）であります。

また、平成30年3月期第4四半期累計期間の連結決算において、当該株式譲渡に伴う特別利益93億円（概算）を計上する見通しではありますが、内訳は上記の未実現利益の実現額が95億円（概算）、株式譲渡損等が1億円（概算）であります。

なお、エスアイアイ・セミコンダクタ株式会社は平成30年1月5日にエイブリック株式会社へ商号を変更してあります。

以上